

# KPMG Japan e-Tax News



## 税務情報

### 国税庁－移転価格税制に係る文書化制度に関する情報を公表

経済協力開発機構 (OECD) の税源浸食と利益移転 (BEPS) プロジェクトにおける Action 13 「多国籍企業情報の文書化」の最終報告書を踏まえ、2016 年度税制改正では、移転価格税制に係る文書化制度について以下の見直しが行われました。

1. 特定多国籍企業グループ(連結総収入金額が 1,000 億円以上である多国籍企業グループ)に対して、国別報告書、マスターファイル及びローカルファイルにより構成される三層構造アプローチが適用されることになりました。
2. ローカルファイルが原則として同時文書化の対象とされ、その記載項目が整備されました。(特定多国籍企業グループに属さない法人であっても、国外関連取引を行う法人であれば、この改正は適用されます。)

これらの改正を受けて、6月30日、国税庁は以下の情報を公表しました。

- [移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし \(平成 28 年 6 月\)](#)  
(PDF/1,206KB)

2016 年度税制改正のあらましをまとめたパンフレットです。4 月に公表された同題名のパンフレットとほぼ同様の内容です。

- [Outline of the Revision of the Transfer Pricing Documentation \(English\)](#)  
(PDF/690KB)

上記のパンフレットの英語版です。

- [独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）作成に当たっての例示集 \(平成 28 年 6 月\) \(PDF/804KB\)](#)

ローカルファイルを作成するための参考資料として作成されたものです。ローカルファイルの各記載事項について、「説明」、「必要な情報の例」及び「準備する書類」が示されています。

- [特定多国籍企業グループに係る国別報告事項 \(PDF/208KB\)](#)

国別報告書の報告様式（トップページ）及びその記載要領です。

- [特定多国籍企業グループに係る国別報告事項表1から表3 \(PDF/327KB\)](#)

国別報告書の報告様式（表 1 から表 3）及びその記載要領です。BEPS プロジェクトの Action 13 の最終報告書で示されたテンプレート（Table 1 から Table 3）と同様の内容となっています。

■ 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項 (PDF/300KB)

マスターファイルの報告様式（トップページ）及びその記載要領です。トップページ以外の様式は含まれておらず、マスターファイルで報告すべき項目（記載要領に明記されています。）を任意の形式で提出することになります。

■ 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (PDF/266KB)

これは以下の 4 つの報告様式及びその記載要領で構成されています。

1. 最終親会社等届出事項

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は外国法人の恒久的施設が、その特定多国籍企業グループの最終親会社等の名称・所在地等を報告するための様式です。

2. 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項

最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合に、代表提供者の名称・所在地等を届け出るための様式です。（この届出により、代表提供者以外の提供義務者の提供義務が免除されることになります。）

3. 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項

国別報告書の提供義務者が複数ある場合に、代表提供者の名称・所在地等を届け出るための様式です。（この届出により、代表提供者以外の提供義務者の提供義務が免除されることになります。）

4. 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項

マスターファイルの提供義務者が複数ある場合に、代表提供者の名称・所在地等を届け出るための様式です。（この届出により、代表提供者以外の提供義務者の提供義務が免除されることになります。）

**編集・発行**

**KPMG 税理士法人**

info-tax@jp.kpmg.com

[www.kpmg.com/jp/tax](http://www.kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved..

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.